

税

障害者の方などの 軽自動車税の減免

障害者の通院・通所のために必要な軽自動車・原動機付自転車などを所有している場合(50ccまたは0.6kw以下の原動機付自転車は障害者本人の所有に限る)、一人1台に限り軽自動車税(種別割)の減免を受けられます。毎年申請が必要です。

普通自動車税との重複申請は不可です。

対象 ①身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳のいずれかがある方、または精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の両方がある方
②①の方と生計を同じくする方

持物 各種手帳のいずれか・運転免許証・車検証
※精神障害者保健福祉手帳の方は自立支援医療受給者証も必要です。

締切 6月1日(月)

申請・問合せ先 課税課
☎072・433・725

固定資産課税台帳の 縦覧・閲覧

縦覧と閲覧については、本人確認書類(免許証など)に加え、納税義務者以外の方は、権利関係が分かる書類、代理人は委任状も必要です。

縦覧 4月1日(水)～6月1日(月)(土・日・祝除く)
対象 市内の土地・家屋の納税義務者
持物 納税通知書など本人確認ができる書類

期間 通年
対象 納税義務者、借地・借家人など
持物 納税通知書など本人確認ができる書類
※借地・借家人などの方の場合は権利関係がわかる書類

路線価 通年
期間 全て
対象 全て
場所・問合せ先 課税課
☎072・433・725



忘れていませんか 申告と納税



所得税・贈与税の申告と納税は、**3月16日(月)**までです。
消費税および地方消費税の申告と納税は、

3月31日(火)までです。
※インボイス発行事業者は、消費税および地方消費税の確定申告が必要です!

問合せ先 岸和田税務署
☎072-438-1341



保険・年金

国民年金の加入届を お忘れなく



国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金への加入が義務付けられています。

加入せずに保険料が未納になると、老齢基礎年金や障害基礎年金などが受けられなくなる場合があります。次のようなときは、必ず加入の届出をしましょう。

◎60歳になる前に退職し、厚生年金保険の資格がなくなった

◎被扶養配偶者(第3号被保険者)でなくなった(収入の増加、離婚、厚生年金保険加入者が退職または65歳になった)

◎20歳になった方(厚生年金保険加入者を除く)には、日本年金機構から資格取得のお知らせが送付されます。最近海外から転入された方などでお知らせが送付されない場合は、加入の届出が必要ですよ。

届出・問合せ先 保険年金課
☎072・433・725

学生納付特例制度

国民年金保険料を納めることが困難な学生は、本人の所得が一定金額以下の場合、申請し承認されると、保険料の納付が猶予されます。申請は毎年必要です。申請が遅れると、障害基礎年金などを受給できない場合があります。

なお、承認された期間は、老齢基礎年金を受取るために必要な受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。10年以内であれば、保険料を追納すると、将来受取る年金額を増やすことができます。

持物 マイナンバーカードまたは基礎年金番号が確認できるもの、学生証または在学証明書

対象 大学(大学院)・短大・専門学校・各種学校などに在学する20歳以上の学生(夜間・定時制・通信制課程も含む。一部対象外あり)

申請・問合せ先 貝塚年金事務所 ☎072・431・1122、保険年金課 ☎072・433・7274



保険料の納め忘れは ありませんか?

3月は令和7年度分国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の最終納期月です。保険料の納め忘れがないか確かめてください。

問合せ先 保険年金課 ☎072・433・7270

国保の加入・資格喪失 届出は14日以内に

会社を退職し任意継続の手続きをしない場合や扶養

家族の認定を取消された場合など、健康保険資格がなくなった方は、資格を失った日から14日以内に国民健康保険に加入することが義務付けられています。14日を過ぎると、保険給付は届出日からしか受けられない可能性があります。

届出・問合せ先 保険年金課 ☎072・433・7271

くらし

公園墓地(三ヶ山) 無料小型バス運行

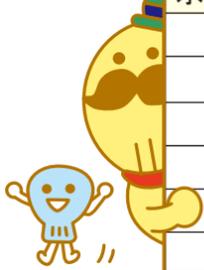
春の彼岸に無料小型バスを運行します。墓参や見学にご利用ください。

運行日 3月18日(水)・20日(金)

運行区間 水間観音駅⇄公園墓地管理事務所前

＜運行時刻表＞ 6往復

水間観音駅発	公園墓地発
9:10	10:00
10:10	10:55
11:05	11:55
12:05	12:55
13:05	13:55
14:05	14:55



◆彼岸期間中の車での来園期間中は大変混み合います。車でお越しの際は、必ず所定の駐車場に停めてください。

問合せ先 市民課 ☎072・433・7280、公園墓地管理事務所 ☎072・447・2296

※荒天時は運休の場合があります。市代表電話 ☎072・423・2151 で必ず確認してください。

マイナンバーカード



◆出張申請サポート

写真撮影(無料)と申請書作成のサポートをします。その場でマイナンバーカードをお渡しすることはできません。後日、交付通知がきをお届けしますので、受取りは申請者本人がお越しください。

国の定める本人確認書類をお持ちいただくと、ご自宅へカードを郵送できます。

日時 3月15日(日)午前10時～午後1時

場所 浜手地区公民館

持物 通知カード(お持ちの方)、本人確認書類

◆日曜開庁(予約優先制)

日時 4月5日(日)午前9時～正午

場所 保健・福祉合同庁舎1階

問合せ先 市民課 ☎072・433・7094

ID27978(出張申請サポート)、ID27811(日曜開庁)

環境

食品ロスの削減を

食品ロス量の半分は家庭から発生しています。その要因は、料理を残す「食べ残し」、食べられるところまで捨ててしまう「過剰除去」、未開封のまま捨ててしまう「直接廃棄」です。

みんなで、食材を無駄なく使って、おいしく食べきましょう!

生ごみの排出量も減り、家庭の支出も減って、環境にもやさしいです。

問合せ先 廃棄物対策課
☎072・433・7009

注射針などの正しい 廃棄方法



在宅医療で使用済となった注射針やペン型注射器は、処分された医療機関やお求めになった薬局にお持ちください。

特に、ペン型注射器がペットボトル・プラスチックごみに混入していることが多くあります。

針をはずした注射器、針をはずしたパックやチュウブ類は可燃ごみ袋に入れて出してください。

問合せ先 廃棄物対策課
☎072・433・7009